

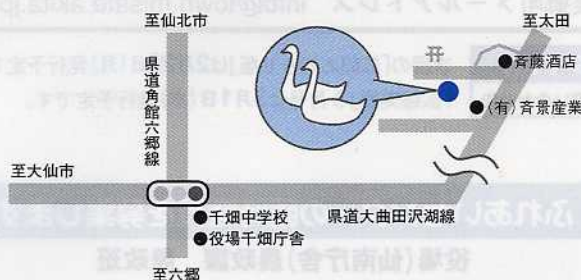
## 元本堂地区に白鳥が飛来しています

役場(六郷庁舎)商工観光課 観光班

☎(84)4909 (内線1105)

広報美郷2月号で本堂城跡の白鳥を紹介しましたが、元本堂(浪花字中田)地区の水田にも白鳥が飛来しています。白鳥のえさとなるくず米や糞(しいな)、パンくずの提供にご協力をお願いします。

お問い合わせ ● 嶋津さん ☎85-3090



## 家庭用生ごみ処理機を購入予定の方へ 購入費の半額(上限5万円)を補助しています

役場(千畑庁舎)住民生活課 環境班

☎(84)4903 (内線2143.2148)

町では、生ごみの減量化と資源化(有機質肥料)によるご家庭での再利用を推進するため、生ごみ処理機を購入するご家庭に対し次のとおり購入費の一部を補助しています。購入予定の方はぜひご利用ください。

対象者 ● 町内に住所があり居住している方(初めて申請される方に限ります。また、法人は除きます。)

補助金額 ● 購入費の半額(上限5万円)

申請方法 ● 役場各庁舎の総合サービス課に備え付けの申請書に見積書等を添付の上、申請してください。

## 農業用軽油の軽油引取税免税証交付について

県仙北地域振興局 県税課 ☎0187(63)5222

先に申請された平成18年分農業用軽油の軽油引取税免税証を、次のとおり交付します。

また、これから軽油引取税免税証の交付申請をされる方は、必要な書類を準備の上、県仙北地域振興局県税課で手続きしてください。

### ○免税証交付

日時 ● 3月17日(金) 午後1時~午後3時30分

会場 ● 役場仙南庁舎 3階会議室

持参するもの ● 印鑑、交付申請した時の説明書

### ○これから申請される方へ

軽油引取税免税証の申請には次のものがが必要です。

- ① 免税軽油使用者証(初めて申請する方は不要)
  - ② 印鑑(共同で申請する方は全員分のものが必要)
  - ③ 耕作証明書(共同で申請する方は全員分のものが必要)  
※町農業委員会(役場仙南庁舎2階)で交付します
  - ④ 平成17年中に購入した免税軽油の納品書(初めて申請する方は不要)
  - ⑤ 平成17年中の免税軽油の引取り等に係る報告書(平成17年の免税証と一緒にお渡ししています。なお、初めて申請する方は不要)
  - ⑥ 免税軽油使用者証の交付手数料(県証紙400円。ただし、使用者証の有効期限が平成19年中になっている方で記載内容に変更のない方は不要)
  - ⑦ 農業用機械の購入証明書(始めて申請する方、農業用機械の更新や追加などをする方は必ず用意してください。)
- ※申請受付日に都合のつかなかった方は、必要な書類をご準備の上、県仙北地域振興局県税課の窓口までおいでください。

## 「へい獣保冷センター」の使用料を改定します

大曲仙北広域市町村圏組合

へい獣保冷センター ☎0187(68)3547 事務局 ☎0187(62)5187

牛、馬、豚、めん羊、山羊の死体が出た場合に、一時保管する大曲仙北広域「へい獣保冷センター」の使用料を平成18年4月1日から次のとおり改定します。

なお、利用者の方は搬入する前に管理人へ必ず電話をしてください。また、検案書(死亡診断書)を忘れずに持参くださるようお願いいたします。

種別	区分	大仙市、仙北市、美郷町に住所を有する者	その他の者
馬		5,000円	10,000円
牛	24カ月未満	2,100円	4,200円
	3カ月未満	1,700円	3,400円
豚	種豚・成豚	1,700円	3,400円
	12カ月未満	1,500円	3,000円
	3カ月未満	1,000円	2,000円
めん羊・山羊		1,200円	2,400円
その他(鹿)		2,100円	4,200円